

第 17 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 3年11月30日(火) 15時31分～16時40分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
- 日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件
- 日程第4 報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件
- 日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件
- 日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書審査の件
- 日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
- 日程第8 議案第3号 農地法第4条の規定による許可の件
- 日程第9 議案第4号 農地法第5条の規定による許可の件
- 日程第10 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件
- 日程第11 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件
- 日程第12 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件
- 日程第13 議案第8号 現況証明願の件

●出席委員

1番 島部 亨	2番 敬松 穰治	3番 小寺 典子	4番 道下 勇治
5番 坂下 義晴	6番 早苗 裕典	7番 森田 文秀	8番 横溝 勲
9番 平林 浩哉	10番 谷口 栄治	11番 廣江 英幸	12番 後藤 和則
13番 西川 幹生	14番 相澤 研二	15番 浅井 隆久	16番 森本 敏彦
17番 浅野 博文			

●欠席委員

なし

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長 土田 雅敏 農地振興係長 竹川 恭史

●議事録署名委員

2番 敬松 穰治 3番 小寺 典子

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に2番 敬松委員、3番 小寺委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは番号1番から3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番から3番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件を議題といたします。それでは、番号1番から3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件。次の件について許可したので報告する。

【番号1番から3番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件を議題といたします。それでは、道下現地調査委員長より復元状況調査の結果について報告をお願いします。

○4番（道下委員） 4番道下。農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件。先に許可されました一時転用について、期間満了若しくは事業完了に伴い現地調査を実施しましたので報告

します。

11月17日に現地調査委員会を開催しました。調査委員に横溝委員、後藤委員、そして私、事務局より藤野局長、土田次長。午前9時30分に役場会議室で開会され、事務局及び地元委員から調査概要の説明を受けた後、次の件について現地調査を実施しました。

【番号1番、2番朗読】

調査の結果、番号1番 2番とも農地として復元していたことを認めましたので報告します。

○議長（島部会長） ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

●日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。早苗あっせん委員長よりあっせんの結果について報告をお願いします。

○6番（早苗委員） 6番 早苗。報告第3号 農地等異動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。

あっせん委員会を11月22日に開催いたしました。あっせん委員に、坂下委員、後藤委員、西川委員、浅野委員、そして私。事務局から藤野局長、竹川係長が出席しています。当日は午前10時に役場庁舎2階会議室7で事前の協議会で、調整状況の説明を受けたあと現地調査を行い。午後1時半からあっせん委員会を開催いたしました。それではあっせんの結果について報告します。

番号1については、売買の申し出があり受け手の調整を行いました。受け手の資金調達等に時間を要することからあっせんを打ち切り不成立となりました。番号2から番号7については、あっせんが成立しました。あっせん内容の詳細については、資料でご確認ください。

○議長（島部会長） ただ今の報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

●日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませ

んか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないもとの認め、番号1番については原案のとおり決定します。以上で議案第1号を終わります。

●日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 浅野委員より現地調査の結果及び補足説明をします。

○17番（浅野委員） 17番浅野。先日確認をしてまいりました。今ほど事務局より説明のあった案件について、場所は市街地より西に10kmほどの新朝日地区にあります。買い手については、清水町旭山地区で大規模な経営をされています。また、出し手、受け手は親戚関係にありこれまで20年以上にわたって賃貸借してきたもので、近隣への影響もなく問題のない案件と思われまます。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 後藤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（後藤委員） 12番後藤。先日、受け手にお会いし現地を確認してきました。土地は、十勝川右岸中島地区の、受け手の住宅に隣接する場所などとなっています。これまで長い間賃貸しており経営の中心となる農地となっており、周囲への影響もないと思われまます。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて、採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 後藤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（後藤委員） 12番後藤。現地調査を行いました。申請地は十勝川右岸中島地区にあります。現在譲受人が賃貸借により耕作している農地に隣接しています。財務省の払下げは、隣接地の耕作者に払い下げることができるかとされており、現在賃貸借により耕作している譲受人に払い下げるもので、周辺への影響もないと思われま。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて、採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号4番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 後藤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（後藤委員） 12番後藤。先日、受け手にお会いし現地を確認してきました。土地は、中島地区にあります。これまで20年以上貸借しており経営の中心となる農地となっており、周囲への影響もないと思われま。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて、採決を行います。番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号5番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 後藤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番(後藤委員) 12番後藤。先日、受け手にお会いし現地を確認してきました。土地は、十勝川右岸中島地区にあります。これまで長年にわたり賃貸借しており、今では経営に欠かせない農地となっており、周囲への影響もないと思われます。

○議長(島部委員) これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 続いて、採決を行います。番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長(島部会長) 異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

以上で議案第2号を終わります。

●日程第8 議案第3号 農地法第4条の規定による許可の件

○議長(島部会長) 次に、日程第8 議案第3号 農地法第4条の規定による許可の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可の件。次の者から農地法第4条の規定による許可申請があったので審議を求める。議案の訂正をお願いします。農業振興地域整備計画の変更の告示日が11月下旬となっていますが、11月25日に告示されましたので変更をお願いします。

【番号1番朗読】

○議長(島部会長) ただいま、事務局より説明のあった案件については、10月28日開催の第16回農業委員会総会においてご審議頂いた案件です。特にご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) ないものと認め、番号1番については、原案のとおり決定し、準備が整い次第許可するものとします。

以上で議案第3号を終わります。

●日程第9 議案第4号 農地法第5条の規定による許可の件

○議長(島部会長) 次に、日程第9 議案第4号 農地法第5条の規定による許可の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求める。議案の訂正をお願いします。番号1番 2番とも農業振興地域整備計画の変更の告示日が11月下旬となっていますが、11月25日に告示されましたので変更をお願いします。

【番号1番朗読】

○議長(島部会長) ただいま説明のありました案件につきましては、10月28日に開催した第16回総会で審議いただいたものです。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号1番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について 原案のとおり決定いたします。番号1番につきましては、準備が整い次第、許可書を交付いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいま説明のありました案件につきましては、10月28日に開催した第16回総会で審議いただいたものです。

これより質疑に入ります。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号2番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について 原案のとおり決定いたします。番号2番につきましては、準備が整い次第、許可書を交付いたします。

以上で議案第4号を終わります。

●日程第10 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件を議題といたします。それでは 同一の申請者で関連がありますので番号1番 2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、芽室町より意見を求められた次の農業振興地域整備計画の変更について審議を求める。

【番号1番 2番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 後藤から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（後藤委員） 事務局から説明のありました件について、先日申請者にお会いし現地を確認してきました。現地は、芽室西中から美生方向に約2kmの右手にあります。申請者は平成8年に新規就農し菌床椎茸の栽培を行ってきています。今回は、椎茸用の棚の置き場所と住宅新築のための申請で、周辺に与える影響もないものと思われま。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて案件ごとに採決に移ります。まず番号1

番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番については、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番については、原案のとおり決定いたします。

以上で、議案第5号を終わります。

●日程第11 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第11 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（竹川） 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件。 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、芽室町に対し買入協議を要請するものとする。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） 番号1番につきましては、先の報告第4号で報告がありましたが、あっせんが不成立となった案件であります。早苗あっせん委員長より、説明をお願いします。

○6番（早苗委員） 6番早苗。ただいま事務局より説明がありました件ですが、11月22日にあっせん委員会で買い手の調整を行いました。報告第4号のとおりあっせんを打ち切り、あっせん不成立で終わっています。あっせん委員で協議した結果、これらの件については受け手が資金調達等の理由により速やかに買入れる事が出来ないため、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と判断した案件でございます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

以上で議案第6号を終わります。

●日程第12 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第12 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定

による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。それでは 整理番号 22 番から 24 番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（竹川） 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号 22 番から 24 番朗読】

○議長（島部会長） それでは 整理番号 22 番、24 番について一括して質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて番号順に採決を行います。まず整理番号 22 番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号 22 番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号 23 番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号 23 番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号 24 番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号 24 番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号 25 番 26 番についてですが、谷口委員の同居の親族に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第 31 条の規定により「議事参与が制限」されることとなります。谷口委員には議事終了まで退席願います。

○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

16 時 13 分 （休 憩）

16 時 14 分 （再 開）

○議長（島部会長） それでは休憩を解き会議を再開します。

○議長（島部会長） では、整理番号 25 番 26 番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（竹川）

【整理番号25番 26番朗読】

○議長（島部会長） それでは 整理番号25番、26番について一括して質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて番号順に採決を行います。まず整理番号25番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号25番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号26番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号26番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

16時17分 （休 憩）

16時18分 （再 開）

○議長（島部会長） それでは休憩を解き会議を再開します。

○議長（島部会長） では、整理番号27番から42番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（竹川）

【整理番号27番から42番朗読】

○議長（島部会長） それでは 整理番号27番から42番について一括して質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて番号順に採決を行います。まず整理番号27番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号27番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号28番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号28番について、原案のとおり決定いた

します。

○議長（島部会長） 次に整理番号29番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号29番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号30番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号30番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号31番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号31番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号32番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号32番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号33番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号33番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号34番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号34番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号35番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号35番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号36番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号36番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号37番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号37番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号38番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号38番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号39番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号39番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号40番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号40番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号41番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号41番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号42番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号42番について、原案のとおり決定いたします。

以上で、議案第7号を終わります。

●日程第13 議案第8号 現況証明願の件

○議長（島部会長） 次に、日程第13 議案第8号 現況証明願の件を議題といたします。そ

れでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 議案第8号 現況証明願の件。次の者から現況証明願があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長(島部会長) 次に、道下現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○4番(道下委員) 4番 道下。去る11月19日に現地調査委員会が開催されました。調査委員は 横溝委員、後藤委員、と私、事務局より 藤野局長 土田次長が出席しています。午後9時30分から事務局で担当委員の説明を受けた後現地地調査を行いました。現地調査の結果、「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長(島部会長) 続いて質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長(島部会長) 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。
以上で、議案第8号を終わります。

○議長(島部会長) 本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

よろしいですか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第17回総会を閉会いたします。

(16時40分 閉会)

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 3年11月30日

議 長（農業委員会会長）

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員